

訪問看護・介護予防訪問看護事業者『ドレミ訪問看護ステーション神戸西』運営規程

(事業目的)

第1条 ドレミ訪問看護ステーション神戸西が実施する訪問看護・介護予防訪問看護事業者（以下「事業者」という）は、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、理学療法士または作業療法士等の従業者（以下「訪問看護従業者」という）が介護保険法による訪問看護・介護予防訪問看護事業を実施するにあたり必要とする事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 当事業者の訪問看護従業者は、要支援・要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復訓練及び日常生活上必要な看護等を行う。

二 訪問看護・介護予防訪問看護は、利用者の要支援・要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目的を設定し計画的に行うものとする。

三 事業者は、自らその提供する訪問看護・介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業者の名称、所在地)

第3条 事業を行う事業者の名称及び所在地は次の通りとする。

名 称； ドレミ訪問看護ステーション神戸西

所在地； 兵庫県神戸市垂水区大町1丁目1番11号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 常勤兼務1名（看護職員と兼務）

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 看護職員 常勤専従2名

常勤兼務1名（管理者と兼務）

非常勤専従2名

看護職員は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切な処置、指導を行う。

三 理学療法士等 常勤専従3名

非常勤専従12名

理学療法士等は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切な処置、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は次の通りとする。

一 営業日； 月曜日から土曜日までとする。

(但し、日曜及び12月30日から1月4日を除く)

二 営業時間； 午前9時から午後17時までとする。

(指定訪問看護の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

- 第6条 訪問看護・介護予防訪問看護の提供にあたっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護・介護予防訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に扱うものとする。
- 二 訪問看護・介護予防訪問看護の提供にあたっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
- 三 訪問看護・介護予防訪問看護の提供にあたっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- 四 訪問看護・介護予防訪問看護の提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うものとする。
- 五 特殊な看護等については、これを行うことはないものとする。
- 六 訪問看護・介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は厚生大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、ご利用者様の介護保険利用料金負担割合に応じた負担割合の額とする。
- 七 神戸市垂水区・須磨区・西区の地域を超えて行う訪問看護・介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。
- なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- (1) 事業所から片道おおむね5キロメートル以上 一回につき 500円
- 八 その他の利用料(自費の訪問看護)は法令基準に基づいて説明および徴収を行う。
- 九 事業所は、前三項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(通常の実施地域)

- 第7条 通常の事業の実施区域は、下記の通りとする。
- 神戸市垂水区・神戸市須磨区・神戸市西区

(緊急時における対応方法)

- 第8条 訪問看護師等は、現に訪問看護・介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする

(その他の重要事項)

- 第9条 訪問看護・介護予防訪問看護事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 1 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 2 継続研修 年1回以上
- 二 従業者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 三 従業者であった者に、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約に条項を

加える。

四 当事業所は、訪問看護・介護予防訪問看護サービス記録等の記録を5年間は適正に保管し、お客様が希望される際にはいつでも閲覧に応じる。なお、記録については、お客様とその家族に限り、閲覧及び写しの交付を可能とする。

五 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は従業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

平成28年1月20日 第4条 第6条 変更

令和2年7月1日 第4条 第5条 変更

令和5年3月1日 第4条 第6条 変更